農地法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集について

令和５年 12 月４日
農林水産省農村振興局

この度、「農地法施行規則の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

１　意見公募の趣旨・目的・背景

（１）現行制度の概要

現在、主要な再生可能エネルギーである太陽光発電の一形態として、いわゆる営農型太陽光発電が普及しているところ、当該事業を行う場合には、支柱部分について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第４条第１項又は第５条第１項に基づく農地の一時転用許可を要することとしています。

営農型太陽光発電に係る一時転用許可の基準等の詳細については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年５月 15 日付け 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知。以下「通知」という。）において定めています。

しかしながら、発電に重きを置き営農がおろそかにされるケースが散見されているところです。

（２）改正の概要

こうした課題に対応するため、現在、通知において定めている以下の事項について、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）に新たに定めるほか、表記の適正化の観点から所要の改正を行います。

・　転用許可申請における営農が適切に行われることを示す資料等の提出
・　営農型太陽光発電に係る一時転用に関する許可基準

２　意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）e-Gov（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（２）農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課において配布

３　意見・情報の提出方法

（１）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む)」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100－8950　東京都千代田区霞が関１－２－１

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課法令担当

４　意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報は、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

５　意見・情報受付期間

令和５年 12 月４日～令和６年１月２日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

６　公示資料

農地法施行規則の一部改正案